

第 5 5 号議案

足立区温水プール条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区温水プール条例の一部を改正する条例

足立区温水プール条例（昭和 5 3 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「ときは」を「場合は、特別の事情があると認めるときを除き」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

種別		団体使用		個人使用		回数券
		単位時間	料金	料金		
				一般	子ども	
温水 プー ル	一般用 1 コー ス	1 回 1 時 間以内	1,900円	550円	100円	100円券24枚つづり 2,000円
	児童用	使用時間 内				300円券20枚つづり 5,000円 550円券11枚つづり 5,000円
会議室		1 回 1 時 間以内	500円			

備考

- 1 個人使用の料金は、使用時間内 1 回当たりの額とする。
- 2 この表において子どもとは、中学生以下の者をいい、それ以外

の者を一般という。

- 3 一般用プールの団体使用は、貸切とする。
- 4 一般用プールの団体使用は、連続2回2時間を限度とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。
- 5 一般用プールの団体使用は、3コースを限度とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。
- 6 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において区長が定める額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

指定管理者の指定に関する規定を整備するほか、所要の規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。